



# 山形県公報

平成21年3月17日(火)

第2027号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規則

山形県採石法施行細則の一部を改正する規則.....(産業政策課)...236

### 告示

歳入の徴収の事務の委託.....(市町村支援課)...同

指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....(置賜総合支庁福祉課)...同

指定管理者の名称の変更.....(長寿社会課)...同

国土調査の成果の認証.....(農村計画課)...237

同.....(同)...同

同.....(同)...同

同.....(同)...238

家畜の検査の実施.....(工口農業推進課)...同

同.....(同)...239

公共測量の終了の通知.....(管理課)...同

景観重要建造物の指定.....(同)...240

景観重要樹木の指定.....(同)...同

県道の供用の開始.....(最上総合支庁建設総務課)...同

同.....(同)...同

同.....(同)...241

二級建築士の免許の取消し.....(建築住宅課)...同

### 公安委員会関係

#### 規則

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則.....同

### 選挙管理委員会関係

#### 告示

山形県知事選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨.....244

山形県議会議員補欠選挙(天童市選挙区)における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨.....247

### 公告

技能検定員審査及び教習指導員審査の実施.....(公安委員会)...249

行政監査の結果の公表.....(監査委員)...250

監査結果の公表.....(同)...272

### 正誤

## 規 則

山形県採石法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第12号

山形県採石法施行細則の一部を改正する規則

山形県採石法施行細則（昭和46年10月県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を削り、同条第5号中「別記様式第5号」を「別記様式第4号」に改め、同号を同条第4号とする。  
別記様式第4号を削り、別記様式第5号を別記様式第4号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第200号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成21年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 委託した徴収事務  
平成20年度に貸し付ける地域総合整備資金に係る償還金の徴収事務
- 2 受託者の名称及び住所  
(1) 名 称 財団法人地域総合整備財団  
(2) 住 所 東京都千代田区平河町二丁目5番6号
- 3 委託年月日  
平成21年3月5日

### 山形県告示第201号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成21年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	居宅サービスの 種類	廃止年月日
株式会社キュアドリーム 長井市今泉2945 - 4	訪問看護ステーション風ぐるま 長井市今泉2945 - 3	訪 問 看 護	平成21. 3. 1

### 山形県告示第202号

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）第3条第1項の規定により、平成21年4月1日以降の山形県介護学習センターの指定管理者に指定したもののから次のとおり変更した旨の届出があった。

平成21年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした指定管理者に指定したものの名称及び所在地  
一般社団法人山形県社会福祉士会  
山形市小白川町二丁目3番31号

## 2 届出の内容

指定管理者に指定したものの名称		変更年月日
変更前	変更後	
山形県社会福祉士会	一般社団法人山形県社会福祉士会	平成20.12. 1

## 山形県告示第203号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成21年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
尾花沢市
- 2 調査を行った期間  
平成17年5月9日から平成20年3月26日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
尾花沢市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字原田及び大字六沢の各一部
- 5 認証年月日  
平成21年3月11日

## 山形県告示第204号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成21年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
尾花沢市
- 2 調査を行った期間  
平成17年5月9日から平成20年3月26日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
尾花沢市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字延沢の一部
- 5 認証年月日  
平成21年3月11日

## 山形県告示第205号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成21年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
大石田町
- 2 調査を行った期間  
平成19年4月13日から平成21年1月19日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
大石田町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域

大字横山の一部

- 5 認証年月日  
平成21年3月11日

山形県告示第206号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成21年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
高畠町
- 2 調査を行った期間  
平成19年4月13日から平成21年1月8日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
高畠町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字時沢の一部
- 5 認証年月日  
平成21年3月11日

山形県告示第207号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、家畜について次のとおり実施する検査を受けることを命ずる。

平成21年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 実施の目的  
牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病、馬の馬伝染性貧血、鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢並びにみつばちの腐蛆病の発生を予防し、並びに牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生を予察するため。
- 2 実施する区域  
県内全域。ただし、3の表牛のヨーネ病の検査の項の1に掲げる牛のヨーネ病の検査にあつては、山形市、米沢市、酒田市、寒河江市、村山市、長井市、天童市、東根市、南陽市、西村山郡河北町、北村山郡大石田町、最上郡最上町、同郡真室川町、同郡大蔵村、同郡鮭川村、同郡戸沢村、東置賜郡高畠町、西置賜郡小国町、同郡飯豊町、東田川郡庄内町及び飽海郡遊佐町の区域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
次に掲げるものとする。ただし、牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病の検査にあつては、生後6か月未満の牛を除く。

区 分	家 畜 の 種 類 及 び 範 囲
牛のブルセラ病及び結核病の検査	1 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛（自家用牛に種付けするものを除く。） 2 1の牛と同一施設内で飼養している牛
牛のヨーネ病の検査	1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している肉用雌牛（3から5までに該当するものを除く。） 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛（自家用牛に種付けするもの及び4から6までに該当するものを除く。） 3 2の牛と同一施設内で飼養している牛（4から6までに該当するものを除く。） 4 共同牧野等に放牧する牛 5 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している肉用雌牛で県外から移動したもの

	6 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛で県外から移動したもの
馬の馬伝染性貧血の検査	1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している雌馬 2 競技用馬及び乗用馬
鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢の検査	種卵を採取することを目的として飼養している鶏
みつばちの腐蛆病の検査	県外へ移出する採みつ用のみつばち
牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査	実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認める越冬していない牛

## 4 実施の期日及び場所

平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する期日及び場所

## 5 検査の方法

- (1) 牛のブルセラ病の検査にあつては、凝集反応検査、補体結合反応検査及び疫学的検査
- (2) 牛の結核病の検査にあつては、ツベルクリン皮内注射法による検査、疫学的検査及び臨床検査
- (3) 牛のヨーネ病の検査にあつては、酵素免疫測定法による検査、疫学的検査、臨床検査及び細菌検査
- (4) 馬の馬伝染性貧血の検査にあつては、寒天ゲル内沈降反応検査、疫学的検査及び臨床検査
- (5) 鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢の検査にあつては、凝集反応検査
- (6) みつばちの腐蛆病の検査にあつては、肉眼的検査及び細菌学的検査
- (7) 牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査にあつては、血清学的検査

## 山形県告示第208号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の死体の所有者に対し、当該死体について次のとおり実施する検査を受けることを命ずる。

平成21年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため。

## 2 実施する区域

県内全域

## 3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満24日以上で死亡した牛の死体（家畜伝染病予防法第16条の規定によりと殺された場合及び家畜防疫員が病原体を散逸させるおそれがあると判断した場合を除く。）

## 4 実施の期日

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

## 5 実施の場所

山形市大字中野字的場936番地（山形県家畜死体保冷保管施設）。ただし、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が別途指示した場合は、その場所

## 6 検査の方法

酵素免疫測定法による検査、ウエスタンブロット法による検査及び免疫組織化学的検査

## 山形県告示第209号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、米沢市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成21年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
米沢市東大通から米沢市成島町地域
- 2 公共測量を実施した期間  
平成20年10月1日から同年12月20日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（2級水準測量）

## 山形県告示第210号

景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により、景観重要建造物を次のとおり指定した。  
平成21年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定年月日  
平成21年3月17日
- 2 景観重要建造物の名称  
旧最上橋
- 3 所在地  
寒河江市大字中郷字川口原1722番1地先

## 山形県告示第211号

景観法（平成16年法律第110号）第28条第1項の規定により、景観重要樹木を次のとおり指定した。  
平成21年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定年月日  
平成21年3月17日
- 2 景観重要樹木の樹種  
赤松
- 3 所在地  
米沢市万世町桑山200番1

## 山形県告示第212号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成21年3月17日から同月30日まで縦覧に供する。  
平成21年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 角沢鳥越線
- 2 供用開始の区間 新庄市大字角沢字内野2594番から  
同 2597番まで
- 3 供用開始の期日 平成21年3月17日

## 山形県告示第213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成21年3月17日から同月30日まで縦覧に供する。  
平成21年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 曲川新庄線
- 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字曲川字田ノ沢705番6から  
同 950番まで
- 3 供用開始の期日 平成21年3月17日

## 山形県告示第214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成21年3月17日から同月30日まで縦覧に供する。  
平成21年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 曲川新庄線
- 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字曲川字烏帽子八ゲ3622番1から  
同 3627番1まで
- 3 供用開始の期日 平成21年3月17日

## 山形県告示第215号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、二級建築士の免許を次のとおり取り消した。  
平成21年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 免許の取消しをした年月日  
平成21年3月10日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及び登録番号  
鈴木儀雄 第2476号
- 3 免許の取消しの理由  
建築士法第8条の2第1号に掲げる場合に該当する事実が判明したため。

## 公安委員会関係

### 規 則

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月17日

山形県公安委員会

委員長 加 藤 有 倫

## 山形県公安委員会規則第1号

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

山形県警察の組織に関する規則（平成14年3月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条の表警務部の項中「広報相談課」を「広報相談課、留置管理課」に改め、同表生活安全部の項中、「地域課」を「地域課、通信指令課」に改める。

第11条に次の1号を加える。

(8) 被疑者取調べの監督に関すること。

第12条の次に次の1条を加える。

(留置管理課の所掌事務)

第12条の2 留置管理課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 留置施設の管理に関すること。

(2) 被留置者の処遇及び取扱いに関すること。

第14条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関すること。

第14条第12号中「地域課」を「通信指令課」に改める。

第16条中第5号及び第6号を削り、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 留置管理課の庶務に関すること。

第20条中第6号及び第7号を削る。

第20条の次に次の1条を加える。

（通信指令課の所掌事務）

第20条の2 通信指令課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 警察通信の運用（警務課の所掌する警察有線通信の使用管理に属するものを除く。）に関する事。
- (2) 通信指令に関する事。

第39条の表中

総務企画課	公安委員会補佐室	第11条第1号及び第5号に掲げる事務	を
総務企画課	公安委員会補佐室	第11条第1号及び第5号に掲げる事務	に、
	取調べ監督室	第11条第8号に掲げる事務	
警務課	犯罪被害者対策室	第14条第9号及び第10号に掲げる事務	を
監察課	留置管理室	第16条第5号及び第6号に掲げる事務	
警務課	犯罪被害者支援室	第14条第8号から第10号までに掲げる事務	に、
	航空隊	第20条第2号に掲げる事務（警察用航空機の運用に限る。）	を
	通信指令室	第20条第6号及び第7号に掲げる事務	
	航空隊	第20条第2号に掲げる事務（警察用航空機の運用に限る。）	に改める。

第40条第1項の表中

公安委員会補佐室	公安委員会補佐室長	上司の命を受け、公安委員会補佐室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。	を
公安委員会補佐室	公安委員会補佐室長	上司の命を受け、公安委員会補佐室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。	に、
取調べ監督室	取調べ監督室長	上司の命を受け、取調べ監督室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。	
犯罪被害者対策室	犯罪被害者対策室長	上司の命を受け、犯罪被害者対策室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。	を
留置管理室	留置管理室長	上司の命を受け、留置管理室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。	
犯罪被害者支援室	犯罪被害者支援室長	上司の命を受け、犯罪被害者支援室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。	に、



航空隊	航空隊長	上司の命を受け、航空隊の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
通信指令室	通信指令室長	上司の命を受け、通信指令室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

を

航空隊	航空隊長	上司の命を受け、航空隊の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
-----	------	----------------------------------

に改め、同条

第2項の表警務課の項企画調査官の項中「及び第6号から第8号まで」を「、第6号及び第7号」に改め、同表中

刑事企画課	刑事指導官	上司の命を受け、第23条第1号から第6号までに掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。
	捜査管理指導官	上司の命を受け、第23条第5号及び第8号に掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。

を

刑事企画課	刑事指導官	上司の命を受け、第23条第1号から第8号までに掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。
-------	-------	---

に改め、同表

交通指導課の項中

交通指導官	上司の命を受け、第31条第1号から第3号までに掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。
-------	---

を

交通事故事件捜査統括官	上司の命を受け、第31条第3号に掲げる事務を整理する。
-------------	-----------------------------

に改める。

第42条第1項の表指令長の項中「第20条第7号」を「第20条の2第2号」に改める。

別表第2号中

古館駐在所	山形市大字古館
長町駐在所	山形市長町二丁目

を

古館駐在所	山形市大字古館
-------	---------

に、

水沢駐在所	西村山郡西川町大字水沢
溝延駐在所	西村山郡河北町大字溝延

を

水沢駐在所	西村山郡西川町大字水沢
-------	-------------

に、

葉山駐在所	村山市大字大久保
東根温泉駐在所	東根市温泉町一丁目

を

葉山駐在所	村山市大字大久保	に、
飛鳥駐在所	酒田市飛鳥	を
北俣駐在所	酒田市北俣	
平田駐在所	酒田市飛鳥	に、
朝日駐在所	鶴岡市下名川	を
上田沢駐在所	鶴岡市上田沢	
落合駐在所	鶴岡市熊手	
あさひ駐在所	鶴岡市下名川	に、
荒砥駐在所	西置賜郡白鷹町大字荒砥	を
鷹山駐在所	西置賜郡白鷹町大字萩野	
東根駐在所	西置賜郡白鷹町大字広野	
白鷹東駐在所	西置賜郡白鷹町大字荒砥	に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定、第14条の改正規定（同条第12号の改正規定を除く。）、第39条の表の改正規定（総務企画課の項及び警務課の項の改正規定に限る。）、第40条第1項の表の改正規定（留置管理室の項及び通信指令室の項の改正規定を除く。）及び同条第2項の表の改正規定は、平成21年3月24日から施行する。

**選挙管理委員会関係**

告 示

山形県選挙管理委員会告示第34号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、平成21年1月25日執行の山形県知事選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成21年3月17日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成21年1月25日執行 山形県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

31,028,900円

## 3 報告書の要旨

候補者氏名	齋藤 弘	所属党派	無 所 属	期間	平成20年11月20日から 平成21年2月9日まで	第1回分
出納責任者氏名	伊藤 尚彦					
収入				支出		
主たる寄附				人件費		6,703,950円
〔氏名〕		(職業)	(寄附額)	家屋費		3,897,122
〔団体名〕				選挙事務所費		2,834,295
ネクスト山形47の会	資金管理団体		11,000,000円	集会会場費		1,062,827
				通信費		202,460
				交通費		5,688
				印刷費		2,148,600
				広告費		3,381,675
				文具費		313,929
				食糧費		25,164
その他の寄附	0件		0	休泊費		111,511
その他の収入			5,000,000	雑費		125,601
今回計			16,000,000	今回計		16,915,700
前回計			0	前回計		0
総計			16,000,000	総計		16,915,700
		項 目		金 額		
支出のうち公費負担相当額		ビラの作成		756,600円		
		ポスターの作成		1,392,000円		
		計		2,148,600円		

報告書受理年月日

平成21年2月9日

第1回報告分

候補者氏名	吉村 美栄子	所属党派	無 所 属	期間	平成20年12月8日から 平成21年2月3日まで	第1回分
出納責任者氏名	宮城 一雄					
収入				支出		
主たる寄附				人件費		1,655,000円
〔氏名〕		(職業)	(寄附額)	家屋費		6,175,029
〔団体名〕				選挙事務所費		4,961,312
チェンジ!やまがた	政治団体		17,000,000円	集会会場費		1,213,717
				通信費		121,562
				交通費		491,703
				印刷費		2,911,400
				広告費		3,786,102
				文具費		218,651
				食糧費		115,650
その他の寄附	0件		0	休泊費		73,530
その他の収入			700,000	雑費		1,439,335
今回計			17,700,000	今回計		16,987,962
前回計			0	前回計		0
総計			17,700,000	総計		16,987,962
		項 目		金 額		
支出のうち公費負担相当額		ビラの作成		750,750円		
		ポスターの作成		1,312,500円		
		計		2,063,250円		

報告書受理年月日

平成21年2月6日

第1回報告分

候補者氏名	吉村 美栄子	所属党派	無	所 属	期間	平成21年2月6日から 平成21年2月12日まで	第2回分
出納責任者氏名	宮城 一雄						
収入					支出		
主たる寄附					人件費	0円	
〔氏名〕 〔団体名〕	(職業)	(寄附額)	0円		家屋費	190,680	
					選挙事務所費	0	
					集合会場費	190,680	
					通信費	0	
					交通費	0	
					印刷費	0	
					広告費	0	
					文具費	221,895	
					食糧費	0	
その他の寄附	0件		0		休泊費	0	
その他の収入			0		雑費	119,154	
今回計			0		今回計	531,729	
前回計			17,700,000		前回計	16,987,962	
総計			17,700,000		総計	17,519,691	

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成21年2月13日	第2回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	吉村 美栄子	所属党派	無	所 属	期間	平成21年2月19日から 平成21年2月23日まで	第3回分
出納責任者氏名	宮城 一雄						
収入					支出		
主たる寄附					人件費	0円	
〔氏名〕 〔団体名〕	(職業)	(寄附額)	0円		家屋費	0	
					選挙事務所費	0	
					集合会場費	0	
					通信費	289,384	
					交通費	0	
					印刷費	0	
					広告費	0	
					文具費	0	
					食糧費	0	
その他の寄附	0件		0		休泊費	0	
その他の収入			0		雑費	19,087	
今回計			0		今回計	308,471	
前回計			17,700,000		前回計	17,519,691	
総計			17,700,000		総計	17,828,162	

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成21年2月24日	第3回報告分
----------	------------	--------

山形県選挙管理委員会告示第35号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、平成21年1月25日執行の山形県議会議員補欠選挙（天童市選挙区）における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成21年3月17日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成21年1月25日執行 山形県議会議員補欠選挙（天童市選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,016,300円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	佐藤正男	所属党派	無	所 属	期 間	平成20年12月26日から 平成21年2月9日まで	第1回分
出納責任者氏名	土屋忠幸						
収 入					支 出		
主たる寄附					人 件 費		780,800円
〔氏名〕		（職 業）		（寄附額）	家 屋 費		944,650
〔団体名〕					選挙事務所費		934,650
大江外一		無職		800,000円	集 合 会 場 費		10,000
民主党山形県総支部連合会		政党		100,000	通 信 費		64,306
阿部百合子		元家電販売業		90,000	交 通 費		0
太田ふみ子		無職		100,000	印 刷 費		552,285
土屋公男		会社員		20,000	広 告 費		422,135
東海林由人		会社員		20,000	文 具 費		13,286
熊澤常也		会社員		20,000	食 糧 費		174,623
鈴木光芳		会社員		20,000	休 泊 費		0
その他の寄附		30件		143,000	雑 費		566,511
その他の収入				2,000,000			
今 回 計				3,313,000	今 回 計		3,518,596
前 回 計				0	前 回 計		0
総 計				3,313,000	総 計		3,518,596

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	439,830円
	計	439,830円

報告書受理年月日	平成21年2月9日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	森谷 仙一郎	所属党派	自由民主党	期間	平成20年12月8日から 平成21年1月30日まで	第1回分
出納責任者氏名	古瀬 正勝					
収入				支出		
主たる寄附				人件費 582,000円		
〔氏名〕	(職業)	(寄附額)		家屋費 395,935		
〔団体名〕				選挙事務所費 395,935		
自民党山形県支部	政党	600,000円		集合会場費 0		
森屋昭二	無職	50,000		通信費 0		
原田 清	無職	50,000		交通費 0		
				印刷費 1,147,650		
				広告費 790,311		
				文具費 83,020		
				食糧費 52,400		
その他の寄附	0件	0		休泊費 0		
その他の収入		2,800,000		雑費 89,200		
今回計		3,500,000		今回計 3,140,516		
前回計		0		前回計 0		
総計		3,500,000		総計 3,140,516		

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	869,400円
	計	869,400円

報告書受理年月日	平成21年2月6日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	森谷 仙一郎	所属党派	自由民主党	期間	平成20年12月24日から 平成21年2月11日まで	第2回分
出納責任者氏名	古瀬 正勝					
収入				支出		
主たる寄附				人件費 0円		
〔氏名〕	(職業)	(寄附額)		家屋費 0		
〔団体名〕		0円		選挙事務所費 0		
				集合会場費 0		
				通信費 112,434		
				交通費 0		
				印刷費 0		
				広告費 0		
				文具費 0		
				食糧費 0		
その他の寄附	0件	0		休泊費 0		
その他の収入		0		雑費 0		
今回計		0		今回計 112,434		
前回計		3,500,000		前回計 3,140,516		
総計		3,500,000		総計 3,252,950		

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成21年2月16日	第2回報告分
----------	------------	--------

## 公 告

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び同法第99条の3第4項第1号イの規定による技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成21年3月17日

山 形 県 公 安 委 員 会  
委 員 長 加 藤 有 倫

### 1 審査の種類

#### (1) 技能検定員審査

- ア 技能検定員審査（大型）
- イ 技能検定員審査（中型）
- ウ 技能検定員審査（普通）
- エ 技能検定員審査（大特）
- オ 技能検定員審査（大白二）
- カ 技能検定員審査（普自二）
- キ 技能検定員審査（牽引）
- ク 技能検定員審査（大型二種）
- ケ 技能検定員審査（中型二種）
- コ 技能検定員審査（普通二種）

#### (2) 教習指導員審査

- ア 教習指導員審査（大型）
- イ 教習指導員審査（中型）
- ウ 教習指導員審査（普通）
- エ 教習指導員審査（大特）
- オ 教習指導員審査（大白二）
- カ 教習指導員審査（普自二）
- キ 教習指導員審査（牽引）
- ク 教習指導員審査（大型二種）
- ケ 教習指導員審査（中型二種）
- コ 教習指導員審査（普通二種）

### 2 審査の期日及び場所

#### (1) 期 日

平成21年4月20日（月）から同月24日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

#### (2) 場 所

天童市大字高嶺1300番 山形県総合交通安全センター

### 3 審査の申請手続

#### (1) 申請手続

審査を受けようとする者は、審査申請書に山形県指定自動車教習所規程（昭和53年6月県公安委員会告示第15号）第5条第1項各号に掲げる書類を添えて、山形県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）に提出すること。

#### (2) 申請の受付期間及び受付時間

平成21年3月30日（月）から4月3日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

### 4 審査手数料

審査手数料は、山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）第2条第2項第8号及び第10号に規定する額とする。

### 5 その他

詳細については、運転免許課（電話023 - 655 - 2150）に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき実施した行政監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成21年3月17日

山形県監査委員	田	澤	伸	一
山形県監査委員	吉	田		明
山形県監査委員	安	孫	子	昂
山形県監査委員	濱	田	宗	一

## 第1 監査のテーマ及び目的

### 1 監査のテーマ 業務委託について

#### 2 監査の目的

本県では、「やまがた集中改革プラン」において、「民間にできることは民間に委ねる」という考え方を基本に民間委託を積極的に推進しており、今後、業務委託の種類や契約締結件数が増加することが予想される。

また、地方自治法改正による公の施設管理に係る指定管理者制度の創設や長期継続契約の適用拡大に加え、本県における低入札価格調査制度の導入や価格とともに企画力や技術力等をも含めて総合的に評価して受託者を決定する方法の適用拡大など、契約方法や受託者決定方法も多様化してきている。

これら業務委託を取り巻く状況が大きく変化するなかで、業務仕様書の正確性、契約における競争性、公平性、透明性の確保などが、適正かつ合理的なものとなっているかを調査・検証することにより、今後の業務委託事務の適正な執行に資することを目的として監査を実施した。

## 第2 監査の実施概要

### 1 監査の対象

#### (1) 対象業務

予定価格が100万円を超える全ての委託業務とした。ただし、庁舎等維持管理に係る業務のうち、継続性・共通性があると考えられる建物維持管理6業務については、全てを対象とした。

なお、委託業務は、多種多様であるため、便宜上、次のとおり分類した。（資料1参照）

#### ア 建物維持管理6業務

- (ア) 清掃業務
- (イ) 警備業務
- (ウ) 空調設備保守点検業務
- (エ) 空調設備運転管理業務
- (オ) 消防用設備保守点検業務
- (カ) エレベーター設備保守点検業務

#### イ 庁舎等維持管理業務（建物維持管理6業務を除く）

- ウ コンピューター関連業務
- エ 建設工事関連業務
- オ 継続的・定型的な業務
- カ 随時実施する業務

#### (2) 対象機関

知事部局、教育委員会、企業局、病院事業局、警察本部、議会事務局及びこれらの出先機関並びに行政委員会を対象とした。

#### (3) 対象年度

- ア (1)アの業務 平成16年度～平成18年度
- イ (1)イ～カの業務 平成19年度

### 2 監査実施時期

- ア (1)アの業務 平成18年11月14日から平成19年8月9日までの間
- イ (1)イ～カの業務 平成19年11月6日から平成20年8月7日までの間

### 3 監査実施方法



監査対象機関から「行政監査調書」の提出を求め、定期監査に併せて監査を実施した。

4 監査の着眼点

- ア 業務仕様は適切か。
- イ 積算方法及び積算価格の算定方法は適切か。
- ウ 競争性・公平性・透明性は確保されているか。
- エ 契約の手続きは適切か。
- オ 長期継続契約が活用され、経費の節減等が図られているか。
- カ 履行確認は適切か。

第3 監査の結果

1 建物維持管理6業務

(1) 概要

建物維持管理6業務の委託は、各所属で概ね普遍的に行われており、契約締結数478件、契約金額16億1,148万円となっている。

業務種類別にみると、契約締結数では、消防用設備保守点検業務が142件で最も多く、次いで空調設備保守点検業務が102件、清掃業務が101件となっており、契約金額では、清掃業務が5億4,438万円が最も多く、次いで空調設備保守点検業務が4億8,039万円、警備業務が2億3,118万円となっている。

<表1 委託契約の状況>

(単位：件，千円)

	知事部局				教育委員会	企業局	病院事業局	警察本部	合計
	本庁	総合支庁		単独公所					
		本庁舎	分庁舎他						
契約締結数	6	29	148	148	132	21	28	51	478
清掃業務	1	35	35	35	17	7	5	16	101
警備業務	1	25	25	25	5	2	3		60
空調設備保守点検業務	1	30	30	30	33	5	5	14	102
空調設備運転管理業務	1	11	11	11	3		5	1	29
消防用設備保守点検業務	1	31	31	31	67	5	5	16	142
エレベーター設備保守点検業務	1	16	16	16	7	2	5	4	44
契約金額	141,560	94,153	347,383	347,383	145,085	16,345	655,250	102,890	1,611,482
清掃業務	54,600	125,284	125,284	125,284	40,793	10,414	181,248	61,106	544,380
警備業務	20,614	62,237	62,237	62,237	41,047	220	41,754		231,184
空調設備保守点検業務	29,925	71,975	71,975	71,975	23,085	2,260	298,002	31,489	480,386
空調設備運転管理業務	10,559	65,473	65,473	65,473	7,743		84,709	3,276	199,993
消防用設備保守点検業務	4,410	10,455	10,455	10,455	25,620	2,330	21,864	4,472	74,303
エレベーター設備保守点検業務	21,452	11,959	11,959	11,959	6,797	1,121	27,673	2,547	81,236

- (注1) 本表は、平成18年度契約分の数値である。以下、表2～表5及び表7について同じ。
- (注2) 複数の所属分を対象とした一括契約については、契約締結数を「1」として取り扱っている。
- (注3) 他の業務との一括契約については、積算額の割合で按分した金額を契約金額に記載している。

(2) 業務仕様書の作成

業務仕様書は、委託する業務の具体的な内容を示すものであり、発注者の設計積算資料や業務履行確認項目となり、また、入札等参加者の金額算定資料や業務遂行指示書ともなり得るものである。

業務仕様書に必要事項の欠落や曖昧な表現などがある場合は、後日、紛争が生じる恐れがある。

このため、業務仕様書は、発注者及び受注者の双方が共通の認識を持てるように細心の注意を払って作成することが求められている。

業務仕様書の作成方法別状況をみると、公刊資料等を参考に作成しているものが24件（5.0%）、従前の仕様等を参考に作成しているものが429件（89.8%）、業者の見積り等を参考に作成しているものが25件

（5.2％）となっている。

<表2 業務仕様書の作成方法別状況>

（単位：件）

業務種類	公刊資料等を参考で作成	従前の仕様等を参考で作成	業者の見積り等を参考で作成	計
清掃業務	6	94	1	101
警備業務	2	55	3	60
空調設備保守点検業務	6	89	7	102
空調設備運転管理業務	2	26	1	29
消防用設備保守点検業務	4	130	8	142
エレベーター設備保守点検業務	4	35	5	44
計	24	429	25	478
構成比（％）	5.0	89.8	5.2	100

（注）「公刊資料等」とは、建築保全業務共通仕様書等をいう。以下、表10、表16、表22、表27及び表33について同じ。

### （3）積算価格の算定

積算価格は、予定価格の基となるものであり、その算定にあたっては、十分な根拠に基づいて適正に行うことが求められている。

積算価格の算定方法別状況を見ると、公刊資料等を参考に算定しているものが103件（21.5％）、予算額や前年度の実績等を参考に算定しているものが260件（54.4％）、業者の見積り等を参考に算定しているものが115件（24.1％）となっている。

<表3 積算価格の算定方法別状況>

（単位：件）

業務種類	公刊資料等を参考に算定	予算額、前年度の実績等を参考に算定	業者の見積り等を参考に算定	計
清掃業務	27	53	21	101
警備業務	11	36	13	60
空調設備保守点検業務	18	56	28	102
空調設備運転管理業務	13	12	4	29
消防用設備保守点検業務	17	85	40	142
エレベーター設備保守点検業務	17	18	9	44
計	103	260	115	478
構成比（％）	21.5	54.4	24.1	100

（注）「公刊資料等」とは、建築保全業務積算基準、建設物価及び積算資料等をいう。以下、表11、表17、表23、表28及び表34について同じ。

### （4）競争性・公平性・透明性の確保

#### ア 契約締結の方法

地方公共団体が行う契約は、一般競争入札を原則とし、指名競争入札や随意契約は、法令等の規定に該当する場合にのみ行うことができることとなっている。

契約締結の方法を見ると、一般競争入札が9件（1.9％）、指名競争入札が147件（30.8％）、見積り合わせによる随意契約が244件（51.0％）で、競争性が確保されているものが合計で400件（83.7％）となっている。

性質又は目的が競争入札に適さないとして地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（以下「2号」という。）適用による一者随意契約（以下「単独随意契約」という。）が73件（15.3％）、同第3号（以下「3号」という。）適用による福祉関係団体との単独随意契約が5件（1.0％）となっている。

&lt;表4 契約締結の方法&gt;

(単位：件)

業 務 種 類	一般競争入札	指名競争入札	随意契約			計
			見積り合わせ	2号	3号	
清掃業務	6	63	21	6	5	101
警備業務		20	28	12		60
空調設備保守点検業務	1	35	57	9		102
空調設備運転管理業務		22	2	5		29
消防用設備保守点検業務	1	5	129	7		142
エレベーター設備保守点検業務	1	2	7	34		44
計	9	147	244	73	5	478
構成比（％）	1.9	30.8	51.0	15.3	1.0	100

(注1) 「一般競争入札」とは、一定の有資格者であれば、誰でも参加できる入札による契約をいう。本表では、資格要件として地域要件を付す、いわゆる条件付一般競争入札を含む。

(注2) 「指名競争入札」とは、一定の有資格者のうちから、指名された者が参加できる入札による契約をいう。

(注3) 「見積り合わせ」とは、予定価格が100万円以下のものについて、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用し、複数の者から見積書を徴取して行った契約をいう。

(注4) 「2号」とは、性質又は目的が競争入札に適さないとして地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、単独随意契約を行った契約をいう。ただし、後述する指定管理者、企画競争による契約は除いている。

(注5) 「3号」とは、母子福祉団体などの福祉関係団体との契約で、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号を適用し、単独随意契約を行った契約をいう。

#### イ 2号適用による単独随意契約の状況

2号適用による単独随意契約の状況は、製造業者や特約業者と契約したエレベーター設備保守点検業務など、妥当性があるものが49件（67.1％）、妥当性の検討を要するものが24件（32.9％）となっている。

&lt;表5 2号適用による単独随意契約の状況&gt;

(単位：件)

業 務 種 類	妥当性があるもの				妥当性の検討を要するもの			合計
	設備の設置者	設備の製造業者又は特約業者	建物の部分使用	計	専門的又は高度な知識、知見、技術を有する	実績、経験を有する	計	
清掃業務			3	3		3	3	6
警備業務	12			12			0	12
空調設備保守点検業務				0	9		9	9
空調設備運転管理業務				0	5		5	5
消防用設備保守点検業務				0	7		7	7
エレベーター設備保守点検業務		34		34			0	34
計	12	34	3	49	21	3	24	73
構成比（％）	16.4	46.6	4.1	67.1	28.8	4.1	32.9	100

(注) 「建物の部分使用」とは、建物の一部を使用している場合、建物全体を同一の受託者とするために行った契約をいう。

## ウ 受託者の変動状況

平成16年度から18年度まで、連続して指名競争入札又は見積り合わせを行った契約における受託者の変動状況は、「受託者同一」が224件（92.2%）、「受託者変動」が19件（7.8%）となっている。

&lt;表6 受託者の変動状況&gt;

（単位：件）

業 務 種 類	指名競争入札		見積り合せ		合 計		計
	受託者 同一	受託者 変動	受託者 同一	受託者 変動	受託者 同一	受託者 変動	
清掃業務	34	2	17	1	51	3	54
警備業務	3	1	7	1	10	2	12
空調設備保守点検業務	22	3	41	6	63	9	72
空調設備運転管理業務	8	0	2	0	10	0	10
消防用設備保守点検業務	2	0	84	4	86	4	90
エレベーター設備保守点検業務	0	0	4	1	4	1	5
計	69	6	155	13	224	19	243
構成比（%）	92.0	8.0	92.3	7.7	92.2	7.8	100

（注1） 本表は、平成16年度から18年度まで、連続して指名競争入札又は見積り合わせを行った契約について記載している。

（注2） 「受託者同一」とは、3か年とも同じ受託者であった契約をいう。

（注3） 「受託者変動」とは、3か年の間に受託者が変わった契約をいう。

## (5) 長期継続契約の活用と効果

## ア 長期継続契約の活用

長期継続契約は、平成16年5月の地方自治法改正により適用範囲が拡大され、これまでの電気・ガス・水の供給などの契約のほか、新たに、条例で定める契約に適用することができるものとされた。

本県では、「山形県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」（平成17年2月県条例第6号）の制定により、毎年、年度当初から役務の提供を受ける業務委託についても適用が可能となった。

建物維持管理6業務における長期継続契約の活用状況は、契約件数203件、活用率42.5%となっている。

業務種類別にみると、契約件数では、消防用設備保守点検業務が52件で最も多く、次いで清掃業務が45件、警備業務が41件となっており、活用率では、警備業務が68.3%で最も高く、次いでエレベーター設備保守点検業務が54.5%、清掃業務が44.6%となっている。

&lt;表7 長期継続契約の活用状況&gt;

（単位：件）

業 務 種 類	対象となる契約件数	うち長期継続契約件数	活用率（%）
清掃業務	101	45	44.6
警備業務	60	41	68.3
空調設備保守点検業務	102	29	28.4
空調設備運転管理業務	29	12	41.4
消防用設備保守点検業務	142	52	36.6
エレベーター設備保守点検業務	44	24	54.5
計	478	203	42.5

## イ 長期継続契約の活用による経費節減

長期継続契約は、経費の節減や継続的・安定的なサービスの供給などの効果がある。

経費の節減は、年額で7,123万円、節減率で9.9%となっている。

&lt;表8 長期継続契約の効果&gt;

(単位:千円)

長期継続契約締結後の 年間契約金額 (a)	長期継続契約締結前の 契約金額 (b)	節減額 (c)=(b)-(a)	節減率 (c)/(b)×100(%)
646,140	717,372	71,232	9.9

(注) 本表は、平成18年度において長期継続契約を締結している203件について、契約金額(年額)と直前の契約金額とを単純比較したものである。

## 2 庁舎等維持管理業務(建物維持管理6業務を除く)

## (1) 概要

庁舎等維持管理業務(建物維持管理6業務を除く)の委託は、契約締結数267件、契約金額55億1,496万円となっている。業務種類別にみると、契約締結数では、その他の庁舎等維持管理業務が97件で最も多く、次いで庁舎等付帯設備維持管理業務が50件、公の施設の指定管理業務が30件となっており、契約金額では、公の施設の指定管理業務が24億4,165万円で最も多く、次いで、その他の庁舎等維持管理業務が6億972万円、庁舎等付帯設備維持管理業務が1億8,546万円となっている。

&lt;表9 委託契約の状況&gt;

(単位:件,千円)

	知事部局				教育委員会	企業局	病院事務局	警察本部	議会・行政委員会	合計
	本庁	総合支庁		単独公所						
		本庁舎	分庁舎他							
契約締結数	48	13	33	25	30	73	39	5	1	267
その他の庁舎等維持管理業務	6	5	10	12	6	48	9	1		97
庁舎等付帯設備維持管理業務	3	5	11	8		14	7	2		50
廃棄物運搬処理業務	1					10	15	1		27
公の施設の指定管理業務	21	2	5		2					30
その他の業務	17	1	7	5	22	1	8	1	1	63
契約金額	3,634,433	130,836	585,243	182,666	236,832	446,901	216,210	73,925	7,918	5,514,964
その他の庁舎等維持管理業務	25,135	9,983	175,567	144,273	11,154	193,697	48,604	1,307		609,720
庁舎等付帯設備維持管理業務	5,197	13,308	23,547	13,935		47,354	18,398	63,722		185,461
廃棄物運搬処理業務	2,206					67,121	50,958	1,179		121,464
公の施設の指定管理業務	1,996,702	106,461	245,898		92,587					2,441,648
その他の業務	1,605,193	1,084	140,231	24,458	133,091	138,729	98,250	7,717	7,918	2,441,648

## (2) 業務仕様書の作成

業務仕様書の作成方法別状況は、公刊資料等を参考に作成しているものが76件(28.5%)、従前の仕様等を参考に作成しているものが183件(68.5%)、他所属等の仕様を参考に作成しているものが5件(1.9%)、業者の見積り等を参考に作成しているものが3件(1.1%)となっている。

&lt;表10 業務仕様書の作成方法別状況&gt;

(単位：件)

業務種類	公刊資料等を参考に作成	従前の仕様等を参考に作成	他所属等の仕様を参考に作成	業者の見積り等を参考に作成	計
その他の庁舎等維持管理業務	28	68	1		97
庁舎等付帯設備維持管理業務	20	27		3	50
廃棄物運搬処理業務		27			27
公の施設の指定管理業務	6	21	3		30
その他の業務	22	40	1		63
計	76	183	5	3	267
構成比 (%)	28.5	68.5	1.9	1.1	100

## (3) 積算価格の算定

積算価格の算定方法別状況は、公刊資料等を参考に算定しているものが154件（57.7%）、予算額や前年度の実績等を参考に算定しているものが83件（31.1%）、業者の見積り等を参考に算定しているものが30件（11.2%）となっている。

&lt;表11 積算価格の算定方法別状況&gt;

(単位：件)

業務種類	公刊資料等を参考に算定	予算額、前年度の実績等を参考に算定	業者の見積り等を参考に算定	計
その他の庁舎等維持管理業務	74	18	5	97
庁舎等付帯設備維持管理業務	34	9	7	50
廃棄物運搬処理業務	10	11	6	27
公の施設の指定管理業務	5	20	5	30
その他の業務	31	25	7	63
計	154	83	30	267
構成比 (%)	57.7	31.1	11.2	100

## (4) 競争性・公平性・透明性の確保

## ア 契約締結の方法

契約締結の方法は、一般競争入札が5件（1.9%）、指名競争入札が163件（61.1%）、指定管理者選定に係る随意契約が30件（11.2%）で、競争性が確保されているものが合計で198件（74.2%）となっている。

性質又は目的が競争入札に適さないとする2号適用による単独随意契約が67件（25.1%）、3号適用による福祉関係団体との単独随意契約が3件（0.7%）となっている。

&lt;表12 契約締結の方法&gt;

(単位：件)

業務種類	一般競争入札	指名競争入札	随意契約			計
			指定管理者	2号	3号	
その他の庁舎等維持管理業務	1	83		11	2	97
庁舎等付帯設備維持管理業務		27		23		50
廃棄物運搬処理業務	3	23		1		27
公の施設の指定管理業務			30			30
その他の業務	1	30		32		63
計	5	163	30	67	2	267
構成比 (%)	1.9	61.1	11.2	25.1	0.7	100

（注）「指定管理者」とは、民間事業者を含め幅広く法人や団体の中から公募等により管理者を選定して公の施設の管理運営業務を行わせるための随意契約をいう。他は表4の注釈に準ずる。

イ 2号適用による単独随意契約の状況

2号適用による単独随意契約の状況は、製造業者や特約業者と契約した庁舎等付帯設備維持管理業務など、妥当性があるものが53件（79.1%）、妥当性の検討を要するものが14件（20.9%）となっている。

<表13 2号適用による単独随意契約の状況>

（単位：件）

業 務 種 類	妥当性があるもの					妥当性の検討を要するもの	合計
	設備の製造業者又は特約業者	複数年度の実施を前提とした事業	法令等により指定されている団体及び当該業務遂行の目的で設立された団体	許可業者が一人等	計	実績、経験を有する	
その他の庁舎等維持管理業務				1	1	10	11
庁舎等付帯設備維持管理業務	23				23		23
廃棄物運搬処理業務					0	1	1
その他の業務		8	10	11	29	3	32
計	23	8	10	12	53	14	67
構成比（%）	34.3	12.0	14.9	17.9	79.1	20.9	100

(5) 長期継続契約の活用

庁舎等維持管理業務（建物維持管理6業務を除く）における長期継続契約の活用状況は、契約件数86件、活用率32.2%となっている。業務種類別にみると、契約件数では、公の施設の指定管理業務が30件で最も多く、次いで庁舎等付帯設備維持管理業務が16件となっており、活用率では、公の施設の指定管理業務が100%で最も高く、次いで廃棄物運搬処理業務が48.1%、庁舎等付帯設備維持管理業務が32.0%となっている。

<表14 長期継続契約の活用状況>

（単位：件）

業 務 種 類	対象となる契約件数	うち長期継続契約件数	活用率（%）
その他の庁舎等維持管理業務	97	13	13.4
庁舎等付帯設備維持管理業務	50	16	32.0
廃棄物運搬処理業務	27	13	48.1
公の施設の指定管理業務	30	30	100.0
その他の業務	63	14	22.2
計	267	86	32.2

3 コンピューター関連業務

(1) 概 要

コンピューター関連業務の委託は、契約締結数127件、契約金額38億584万円となっている。

業務種類別にみると、契約締結数では、システム運用管理業務とシステム保守業務が各34件と最も多く、次いでシステム再構築業務が30件、データ作成業務が16件となっており、契約金額では、システム開発業務が20億5,751万円が最も多く、次いでシステム運用管理業務が8億8,896万円、システム再構築業務が4億5,973万円となっている。

&lt;表15 委託契約の状況&gt;

(単位：件，千円)

	知事部局				教育委員会	企業局	病院事業局	警察本部	合計
	本庁	総合支庁		単独公所					
		本庁舎	分庁舎他						
契約締結数	68	3	5	7	7	1	25	11	127
システム開発業務	9				2		1	1	13
システム再構築業務	12		1				13	4	30
システム運用管理業務	24			1	1		6	2	34
システム保守業務	13	2	1	6	3	1	5	3	34
データ作成業務	10	1	3		1			1	16
契約金額	2,846,568	22,631	13,115	11,870	33,857	4,410	704,708	168,676	3,805,835
システム開発業務	2,012,217				15,934		15,608	13,755	2,057,514
システム再構築業務	352,984		5,670				80,444	20,632	459,730
システム運用管理業務	301,840			1,064	2,100		508,635	75,317	888,956
システム保守業務	140,587	14,126	1,040	10,806	13,869	4,410	100,021	29,131	313,990
データ作成業務	38,940	8,505	6,405		1,954			29,841	85,645

## (2) 業務仕様書の作成

業務仕様書の作成方法別状況は、公刊資料等を参考に作成しているものが49件（38.6%）、従前の仕様等を参考に作成しているものが33件（26.0%）、他所属等の仕様を参考に作成しているものが35件（27.5%）、業者の見積り等を参考に作成しているものが10件（7.9%）となっている。

&lt;表16 業務仕様書の作成方法別状況&gt;

(単位：件)

業務種類	公刊資料等を参考に作成	従前の仕様等を参考に作成	他所属等の仕様を参考に作成	業者の見積り等を参考に作成	計
システム開発業務	4		8	1	13
システム再構築業務	8	8	10	4	30
システム運用管理業務	18	8	5	3	34
システム保守業務	8	16	8	2	34
データ作成業務	11	1	4		16
計	49	33	35	10	127
構成比（%）	38.6	26.0	27.5	7.9	100

## (3) 積算価格の算定

積算価格の算定方法別状況は、公刊資料等を参考に算定しているものが75件（59.1%）、予算額や前年度の実績等を参考に算定しているものが21件（16.5%）、業者の見積り等を参考に算定しているものが31件（24.4%）となっている。

&lt;表17 積算価格の算定方法別状況&gt;

(単位：件)

業務種類	公刊資料等を参考に算定	予算額、前年度の実績等を参考に算定	業者の見積り等を参考に算定	計
システム開発業務	8	1	4	13
システム再構築業務	22		8	30
システム運用管理業務	19	9	6	34
システム保守業務	16	6	12	34
データ作成業務	10	5	1	16
計	75	21	31	127
構成比（%）	59.1	16.5	24.4	100



## (4) 競争性・公平性・透明性の確保

## ア 契約締結の方法

契約締結の方法は、一般競争入札が20件（15.7%）、指名競争入札が16件（12.6%）で、競争入札によるものが合計で36件（28.3%）となっている。

性質又は目的が競争入札に適さないとする2号適用による単独随意契約が88件（69.3%）、競争入札に付しても落札者がいないことから地方自治法施行令第167条の2第1項第8号を適用した単独随意契約が3件（2.4%）となっている。

業務種類別にみると、システム開発業務の多くが一般競争入札となっており、システム再構築業務やシステム運用管理業務等の多くが単独随意契約となっている。

&lt;表18 契約締結の方法&gt;

(単位：件)

業務種類	一般競争入札	指名競争入札	随意契約		計
			2号	8号	
システム開発業務	10		2	1	13
システム再構築業務	3	1	25	1	30
システム運用管理業務	5		28	1	34
システム保守業務		9	25		34
データ作成業務	2	6	8		16
計	20	16	88	3	127
構成比(%)	15.7	12.6	69.3	2.4	100

(注) 「8号」とは、競争入札に付したところ落札者がいないことから地方自治法施行令第167条の2第1項第8号を適用し、単独随意契約を行った契約をいう。他は表4の注釈に準ずる。

## イ 2号適用による単独随意契約の状況

2号適用による単独随意契約の状況は、システムの開発者と契約したシステム再構築業務など、妥当性があるものとなっている。

&lt;表19 2号適用による単独随意契約の状況&gt;

(単位：件)

業務種類	妥当性があるもの		計
	システムの開発者	国の要綱によるもの、データ管理が一者等	
システム開発業務		2	2
システム再構築業務	25		25
システム運用管理業務	14	14	28
システム保守業務	19	6	25
データ作成業務	2	6	8
計	60	28	88

## (5) 長期継続契約の活用

長期継続契約の活用状況は、契約件数17件、活用率20.2%となっている（コンピューター関連業務のうち、継続性がなく、長期継続契約が適用できない「システム開発業務」と「システム再構築業務」は除いている。）

業務種類別にみると、契約件数では、システム運用管理業務が10件で最も多く、次いでシステム保守業務が6件、データ作成業務が1件となっており、活用率では、システム運用管理業務が29.4%で最も高く、次いでシステム保守業務が17.6%、データ作成業務が6.3%となっている。

&lt;表20 長期継続契約の活用状況&gt;

(単位：件)

業務種類	対象となる契約件数	うち長期継続契約件数	活用率(%)
システム運用管理業務	34	10	29.4
システム保守業務	34	6	17.6
データ作成業務	16	1	6.3
計	84	17	20.2

## 4 建設工事関連業務

## (1) 概要

建設工事関連業務の委託は、契約締結数1,132件、契約金額101億5,271万円となっている。

業務種類別にみると、契約締結数では、調査・検査業務が301件で最も多く、次いで測量・設計業務291件、インフラ資産維持管理業務が229件となっており、契約金額では、インフラ資産維持管理業務が33億9,440万円で最も多く、次いで測量・設計業務が17億8,515万円、調査・検査業務が14億2,230万円となっている。

&lt;表21 委託契約の状況&gt;

(単位：件，千円)

	知事部局			企業局	警察本部	計
	本庁	総合支庁				
		本庁舎	分庁舎他			
契約締結数	31	774	304	20	3	1,132
測量・設計業務	6	183	85	14	3	291
調査・検査業務	12	214	71	4		301
インフラ資産維持管理業務		148	81			229
計画・諸資料等整備業務	5	63	31	1		100
技術補助業務		34	26	1		61
契約金額	2,174,877	5,684,250	2,212,148	78,492	2,940	10,152,707
測量・設計業務	51,702	1,057,376	610,427	62,704	2,940	1,785,149
調査・検査業務	112,751	994,317	306,885	8,347		1,422,300
インフラ資産維持管理業務		2,370,047	1,024,348			3,394,395
計画・諸資料等整備業務	25,774	277,175	142,868	5,250		451,067
技術補助業務		171,506	94,762	2,191		268,459
その他の業務	1,984,650	813,829	32,858			2,831,337

## (2) 業務仕様書の作成

業務仕様書の作成方法別状況は、公開資料等を参考に作成しているものが1,124件（99.3%）、他所属等の仕様を参考に作成しているものが8件（0.7%）となっており、仕様の標準化がほぼ確立されている。

&lt;表22 業務仕様書の作成方法別状況&gt;

(単位：件)

業務種類	公開資料等を参考に作成	他所属等の仕様を参考に作成	計
測量・設計業務	290	1	291
調査・検査業務	298	3	301
インフラ資産維持管理業務	228	1	229
計画・諸資料等整備業務	97	3	100
技術補助業務	61		61
その他の業務	150		150
計	1,124	8	1,132
構成比(%)	99.3	0.7	100

## (3) 積算価格の算定

積算価格の算定方法別状況は、公刊資料等を参考に算定しているものが1,067件（94.3%）、業者の見積り等を参考に算定しているものが65件（5.7%）となっており、積算の標準化がほぼ確立されている。

&lt;表23 積算価格の算定方法別状況&gt;

(単位：件)

業務種類	公刊資料等を参考に算定	業者の見積り等を参考に算定	計
測量・設計業務	272	19	291
調査・検査業務	280	21	301
インフラ資産維持管理業務	227	2	229
計画・諸資料等整備業務	88	12	100
技術補助業務	61		61
その他の業務	139	11	150
計	1,067	65	1,132
構成比（%）	94.3	5.7	100

## (4) 競争性・公平性・透明性の確保

## ア 契約締結の方法

契約締結の方法は、指名競争入札が1,018件（89.9%）、企画競争による随意契約が10件（0.9%）で、競争性が確保されているものが合計で1,028件（90.8%）となっている。

性質又は目的が競争入札に適さないとする2号適用による単独随意契約が104件（9.2%）となっている。

&lt;表24 契約締結の方法&gt;

(単位：件)

業務種類	指名競争入札	随意契約		計
		企画競争	2号	
測量・設計業務	267	7	17	291
調査・検査業務	284		17	301
インフラ資産維持管理業務	228		1	229
計画・諸資料等整備業務	73	3	24	100
技術補助業務	61			61
その他の業務	105		45	150
計	1,018	10	104	1,132
構成比（%）	89.9	0.9	9.2	100

(注) 「企画競争」とは、企画力や技術力等を総合的に評価して受託者を選定するコンペティション方式やプロポーザル方式によるものをいう。他は表4の注釈に準ずる。

## イ 2号適用による単独随意契約の状況

2号適用による単独随意契約の状況は、森林調査業務の地元森林組合への委託や農業用施設管理業務の受益土地改良区への委託などの特殊業務等であり、妥当性があるものとなっている。

&lt;表25 2号適用による単独随意契約の状況&gt;

(単位：件)

業 務 種 類	妥当性があるもの				計
	機械、設備の製造業者又は特約業者	法令等により指定されている団体及び当該業務遂行の目的で設立された団体	特殊業務、データ管理が一者等		
測量・設計業務		2	15	17	
調査・検査業務		2	15	17	
インフラ資産維持管理業務			1	1	
計画・諸資料等整備業務			24	24	
その他の業務	3	1	41	45	
計	3	5	96	104	

## 5 継続的・定型的な業務

## (1) 概 要

継続的・定型的な業務の委託は、契約締結数195件、契約金額26億3,338万円となっている。

業務種類別にみると、契約締結数では、機器等保守点検業務が53件で最も多く、次いで行政事務業務が39件、調査・研究等業務が35件となっており、契約金額では、行政事務業務が12億1,088万円で最も多く、次いで機器等保守点検業務が4億1,707万円、講習会等運営業務が3億756万円となっている。

&lt;表26 委託契約の状況&gt;

(単位：件，千円)

	知 事 部 局				教育委員会	企業局	病院事業局	警察本部	議会・行政委員会	合計
	本庁	総合支庁		単独公所						
		本庁舎	分庁舎他							
契約締結数	62	9	10	33	4	8	50	18	1	195
機器等保守点検業務			8	18		1	22	4		53
調査・研究等業務	10	4	1	7		6	7			35
講習会等運営業務	11			1	3			10		25
行政事務業務	15	1	1	5			14	3		39
その他の業務	26	4		2	1	1	7	1	1	43
契約金額	670,609	22,604	29,084	121,335	10,189	73,333	1,337,695	367,490	1,037	2,633,376
機器等保守点検業務			22,884	65,770		1,029	316,486	10,899		417,068
調査・研究等業務	65,174	14,417	3,379	20,615		66,151	38,968			208,704
講習会等運営業務	40,377			1,106	3,857			262,224		307,564
行政事務業務	224,618	2,482	2,821	21,268			893,526	66,167		1,210,882
その他の業務	340,440	5,705		12,576	6,332	6,153	88,715	28,200	1,037	489,158

## (2) 業務仕様書の作成

業務仕様書の作成方法別状況は、公刊資料等を参考に作成しているものが67件（34.3%）、従前の仕様等を参考に作成しているものが108件（55.4%）、他所属等の仕様を参考に作成しているものが14件（7.2%）、業者の見積り等を参考に作成しているものが6件（3.1%）となっている。

なお、業務仕様書作成等の適正を期するため、各総合支庁が行う公共用水域水質測定調査業務など、同一の業務を複数の所属で実施する業務の一部について、主管課が統一した仕様や積算単価等を提示する取組みも行われている。

&lt;表27 業務仕様書の作成方法別状況&gt;

(単位：件)

業務種類	公刊資料等を参考で作成	従前の仕様等を参考で作成	他所属等の仕様を参考に作成	業者の見積り等を参考に作成	計
機器等保守点検業務	8	42		3	53
調査・研究等業務	14	15	5	1	35
講習会等運営業務	17	6	1	1	25
行政事務業務	15	18	6		39
その他の業務	13	27	2	1	43
計	67	108	14	6	195
構成比(%)	34.3	55.4	7.2	3.1	100

## (3) 積算価格の算定

積算価格の算定方法別状況は、公刊資料等を参考に算定しているものが91件（46.7%）、予算額や前年度の実績等を参考に算定しているものが71件（36.4%）、業者の見積り等を参考に算定しているものが33件（16.9%）となっている。

&lt;表28 積算価格の算定方法別状況&gt;

(単位：件)

業務種類	公刊資料等を参考に算定	予算額、前年度の実績等を参考に算定	業者の見積り等を参考に算定	計
機器等保守点検業務	13	19	21	53
調査・研究等業務	23	10	2	35
講習会等運営業務	14	10	1	25
行政事務業務	27	9	3	39
その他の業務	14	23	6	43
計	91	71	33	195
構成比(%)	46.7	36.4	16.9	100

## (4) 競争性・公平性・透明性の確保

## ア 契約締結の方法

契約締結の方法は、一般競争入札が4件（2.1%）、指名競争入札が31件（15.9%）、企画競争による随意契約が1件（0.5%）で、競争性が確保されているものが合計で36件（18.5%）となっている。

性質又は目的が競争入札に適さないとする2号適用による単独随意契約が159件（81.5%）となっている。

&lt;表29 契約締結の方法&gt;

(単位：件)

業務種類	一般競争入札	指名競争入札	随意契約		計
			企画競争	2号	
機器等保守点検業務		11		42	53
調査・研究等業務		10		25	35
講習会等運営業務				25	25
行政事務業務	1	2		36	39
その他の業務	3	8	1	31	43
計	4	31	1	159	195
構成比(%)	2.1	15.9	0.5	81.5	100

(注) 表4及び表24の注釈に準ずる。

## イ 2号適用による単独随意契約の状況

2号適用による単独随意契約の状況は、製造業者や特約業者と契約した機器等保守管理業務など、妥当性があるものが92件（57.9%）、妥当性の検討を要するものが67件（42.1%）となっている。

&lt;表30 2号適用による単独随意契約の状況&gt;

（単位：件）

業 務 種 類	妥当性があるもの					妥当性の検討を要するもの			合計
	機器等の製造業者又は特約業者	複数年度の実施を前提とした事業	法令等により指定されている団体及び当該業務遂行の目的で設立された団体	特殊業務	計	専門的又は高度な知識、知見、技術を有する	実績、経験を有する	計	
機器等保守点検業務	37			4	41		1	1	42
調査・研究等業務		1	5	3	9	9	7	16	25
講習会等運営業務		3	7	3	13	3	9	12	25
行政事務業務			8	10	18	7	11	18	36
その他の業務			4	7	11	8	12	20	31
計	37	4	24	27	92	27	40	67	159
構成比（%）	23.3	2.5	15.1	17.0	57.9	17.0	25.2	42.1	100

## (5) 長期継続契約の活用

継続的・定型的な業務における長期継続契約の活用状況は、契約件数21件、活用率10.8%となっている。

業務種類別にみると、機器等保守点検業務が13件で最も多く、それ以外の業務ではほとんど活用されていない。

&lt;表31 長期継続契約の活用状況&gt;

（単位：件）

業 務 種 類	対象となる契約件数	うち長期継続契約件数	活用率（%）
機器等保守点検業務	53	13	24.5
調査・研究等業務	35	1	2.9
講習会等運営業務	25		0.0
行政事務業務	39	2	5.1
その他の業務	43	5	11.6
計	195	21	10.8

## 6 随時実施する業務

## (1) 概 要

随時実施する業務の委託は、契約締結数112件、契約金額5億9,393万円となっている。

業務種類別にみると、契約締結数では、調査・研究等業務が36件で最も多く、次いで講習会等運営業務が21件、広報・番組制作業務が15件となっており、契約金額では、調査・研究等業務が2億5,984万円で最も多く、次いで講習会等運営業務が7,807万円、広報・番組制作業務が7,047万円となっている。

&lt;表32 委託契約の状況&gt;

(単位：件，千円)

	知事部局			教育委員会	企業局	病院事業局	警察本部	合計
	本庁	総合支庁 本庁舎	単独公所					
契約締結数	56	3	18	16	3	11	5	112
調査・研究等業務	8	2	2	15	2	5	2	36
講習会等運営業務	5		14	1			1	21
広報・番組制作業務	14						1	15
計画策定業務	6					1		7
諸資料等作成業務	5					3		8
情報関連業務	7		1			1	1	10
その他の業務	11	1	1		1	1		15
契約金額	256,447	15,547	46,343	78,127	10,185	76,050	111,231	593,930
調査・研究等業務	43,918	4,427	9,250	76,963	5,880	39,977	79,423	259,838
講習会等運営業務	22,537		31,164	1,164			23,207	78,072
広報・番組制作業務	69,751						714	70,465
計画策定業務	45,468					4,914		50,382

## (2) 業務仕様書の作成

業務仕様書の作成方法別状況は、公刊資料等を参考に作成しているものが38件（33.9%）、従前の仕様等を参考に作成しているものが53件（47.3%）、他所属等の仕様を参考に作成しているものが21件（18.8%）となっている。

&lt;表33 業務仕様書の作成方法別状況&gt;

(単位：件)

業務種類	公刊資料等を 参考に作成	従前の仕様等を 参考に作成	他所属等の仕様 を参考に作成	計
調査・研究等業務	16	17	3	36
講習会等運営業務	11	3	7	21
広報・番組制作業務	1	11	3	15
計画策定業務		4	3	7
諸資料等作成業務	3	4	1	8
情報関連業務	4	4	2	10
その他の業務	3	10	2	15
計	38	53	21	112
構成比（%）	33.9	47.3	18.8	100

## (3) 積算価格の算定

積算価格の算定方法別状況は、公刊資料等を参考に算定しているものが76件（67.8%）、予算額や前年度の実績等を参考に算定しているものが18件（16.1%）、業者の見積り等を参考に算定しているものが18件（16.1%）となっている。

&lt;表34 積算価格の算定方法別状況&gt;

(単位：件)

業 務 種 類	公刊資料等を 参考に作成	従前の仕様等を 参考に作成	他所属等の仕様 を参考に作成	計
調査・研究等業務	29	4	3	36
講習会等運営業務	20		1	21
広報・番組制作業務	4	6	5	15
計画策定業務	4		3	7
諸資料等作成業務	4	3	1	8
情報関連業務	7	2	1	10
その他の業務	8	3	4	15
計	76	18	18	112
構成比（％）	67.8	16.1	16.1	100

## (4) 競争性・公平性・透明性の確保

## ア 契約締結の方法

契約締結の方法は、一般競争入札が8件（7.1％）、指名競争入札が19件（17.0％）、企画競争による随意契約が20件（17.9％）で、競争性が確保されているものが合計で47件（42.0％）となっている。

性質又は目的が競争入札に適さないとする2号適用による単独随意契約が65件（58.0％）となっている。

&lt;表35 契約締結の方法&gt;

(単位：件)

業 務 種 類	一般競争 入札	指名競争 入札	随意契約		計
			企画競争	2号	
調査・研究等業務	2	6	1	27	36
講習会等運営業務		7	5	9	21
広報・番組制作業務	3	1	6	5	15
計画策定業務		1	3	3	7
諸資料等作成業務				8	8
情報関連業務	3	1	3	3	10
その他の業務		3	2	10	15
計	8	19	20	65	112
構成比（％）	7.1	17.0	17.9	58.0	100

(注) 表4及び表24の注釈に準ずる。

## イ 2号適用による単独随意契約の状況

2号適用による単独随意契約の状況は、法令等により指定されている団体等と契約した調査・研究業務など、妥当性があるものが47件（72.3％）、妥当性の検討を要するものが18件（27.7％）となっている。



&lt;表36 2号適用による単独随意契約の状況&gt;

(単位：件)

業 務 種 類	妥当性があるもの			妥当性の検討を要するもの			合計
	法令等により指定されている団体及び当該業務遂行の目的で設立された団体	特殊業務	計	専門的又は高度な知識、知見、技術を有する	実績、経験を有する	計	
調査・研究等業務	14	4	18	5	4	9	27
講習会等運営業務	2	6	8	1		1	9
広報・番組制作業務		4	4	1		1	5
計画策定業務		2	2	1		1	3
諸資料等作成業務	3	3	6	2		2	8
情報関連業務	2	1	3			0	3
その他の業務	3	3	6	2	2	4	10
計	24	23	47	12	6	18	65
構成比（％）	36.9	35.4	72.3	18.5	9.2	27.7	100

## 7 業務委託共通事項

## (1) 契約書の内容

契約書は、業務内容について共通の認識を持つとともに、後日、紛争が生じた場合の立証資料となるものであり、業務委託契約の場合は、契約金額の多寡にかかわらず契約書により契約の締結を行うことが一般的である。

契約書に記載する内容は、県財務規則や関係通知に明記されており、契約書の作成にあたっては、その重要性に鑑み、必要事項の欠落や曖昧な表現などがないように細心の注意が求められる。

監査対象とした全業務2,311件のうち、97件の契約書の内容に不備が見られた。

&lt;表37 契約書の内容が不備なもの&gt;

(単位：件)

契約保証金の規定が無いもの	履行遅延違約金の規定が無いもの	契約代金支払の規定が無いもの	履行確認の規定が無いもの
44	8	2	39
長期継続契約に係る契約解除の規定が無いもの	談合等に係る契約解除の規定が不適なもの	前払いに係る規定が無いのに前払いを行っているもの	計
2	1	1	97

(注) 本表は、監査対象とした全業務の契約数2,311件のうち、契約書の内容が不備なものの数値である。

## (2) 履行の確認

履行確認の調査は、平成20年6月、本県で発覚した「補助金不正受給事件」を機に、知事部局、教育委員会及び警察本部の本庁各課を対象に行ったものであるが、その結果、受託者から提出された実績報告書のみを形式的に検査しており、必要な証拠書類等による確認を行っていないものが見られた。

&lt;表38 履行確認検査の不適切なもの&gt;

(単位：件)

必要な証拠書類等による確認を行っていないもの	9
------------------------	---

#### 第4 監査の所見

本行政監査は、平成19年度から20年度にかけて実施したものであるが、一部に是正、改善を要する事項が見られたものの、総体として適正に行われているものと認められた。

特に、業務仕様書等の一元チェックがルール化されているコンピューター関連業務や業務仕様書等の標準化が確立されている建設工事関連業務は、業務の適正執行に向けて、適宜、組織的に取り組んでいるものと認められた。

今後とも、社会経済情勢の変化や行政の多様化、技術の革新などに的確に対応し、適正な執行に向け弛まぬ改善を行う必要がある。

以下、是正、改善や検討が必要であると認められる事項について、所見を述べる。

##### 1 業務仕様書の標準化及び積算方法について

本県では、業務委託の競争性、公平性、透明性の向上を図るため、平成14年度に副知事を座長に関係部局長等で構成する「入札制度改善委員会」を設置している。

清掃業務や廃棄物運搬処理業務など庁舎等維持管理業務を主体とした12業務（ ）について、本委員会の決定方針を受け、平成20年度以降に締結する契約から指名競争入札を原則廃止し、条件付一般競争入札によることとしている。

条件付一般競争入札は、一定の有資格者であれば誰でも参加できる入札方法であり、業務仕様書は、これまで以上に正確性、具体性が求められることとなる。

建物維持管理6業務における業務仕様書の作成状況は、従前の仕様書等を参考に作成されているものが大半であるが、全体的に業務の仕様内容について統一性に欠けるものとなっており、また、不正確なものも見られる。（表2参照）

建物維持管理6業務の委託は、多くの所属で行われていることから、業務仕様書作成の適正化と事務の効率化を図るため、職員研修等の実施や各業務毎に標準的な仕様書の作成を検討する必要がある。

また、積算価格は、業務仕様書を基に算定することから、標準的な仕様書の作成とともに、積算方法についても併せて検討することを期待する。

（ ） 建物清掃 浄化槽・貯水槽の清掃保守 警備 空調設備保守  
自家用電気工作物保守 消防防災設備保守  
施設設備の管理(空調設備、ボイラー等の運転管理) 受付・電話交換 ねずみ昆虫駆除  
環境測定 廃棄物の収集・運搬・処分 汚泥、感染性廃棄物等の収集・運搬・処分

##### 2 競争性・公平性・透明性の確保について

###### (1) 一般競争入札について

一般競争入札は、入札の原則であり、かつ、競争性、公平性、透明性が最も発揮される契約方法であるが、事務手続きが煩雑であることや品質確保に対する不安などの理由により、従来は指名競争入札が広く行われてきた。

このような中で、入札における業者のより一層の公正な選定や適正な価格の維持等を目的に、委託業務についても指名競争入札を原則廃止し、条件付一般競争入札に移行したことは、評価できる。

今後、条件付一般競争入札への移行状況を検証し、競争性と品質等を確保した入札条件のあり方や条件付一般競争入札に付す委託業務の範囲について、さらに検討が行われることを期待する。

###### (2) 建物維持管理6業務の競争入札時期について

年度当初に契約を締結する業務は、「年度開始前における競争入札等の手続きについて」（平成12年3月9日付納局総務課長通知）により、年度開始前でも当初予算の議決後であれば相手方決定の手続きまでは行うことができるものとされており、契約事務の事前準備が可能となっている。

建物維持管理6業務の受託者変動状況を見ると、指名競争入札・見積り合わせの結果、3年連続して同一業者が受託者となったものが高割合を占めている。（表6参照）

当初予算の議決後に入札を行う場合、業務履行開始日である年度初めまでの期間が短いと、清掃業務のように多くの労働力を必要とする業務での人員確保等、応札するための条件整備が困難であるため、新規応募業者の参入を阻害し、受託者が固定する一因となっているとも考えられる。

このため、契約履行体制の整備に時間を要する業務にあつては、必要な日数が確保できるように早期に契約の相手方を決定できる仕組みを検討する必要がある。

### (3) 価格だけによらない契約相手方の決定方法について

契約相手方の決定方法を価格のみにより決定した場合、企画力や技術力等については決定要因とならないこととなる。

一方で、業務委託は、その内容が多様多様であり、価格のみならず企画力や技術力等を総合的に評価し、契約相手方を決定した場合が有利なことがある。

優れたアイデアや企画の提案など、価格だけによらないコンペティション方式やプロポーザル方式等による契約の状況を見ると、建設工事関連業務のうち測量・設計業務や随時実施する業務のうち広報・番組制作業務などに導入されているが、概して少ない状況となっている。（表24、35参照）

価格だけによらない契約相手方の決定方法は、調査・研究等業務、システム開発業務などの業務委託にも適する方法とされており、民間のノウハウを活用した成果が期待されるほか、競争性、公平性も確保されると考えられる。

このため、指定管理者選定における企画力や技術力等を評価するための「選定基準」等を参考に、価格だけによらない契約相手方の決定方法の活用の拡大を研究していく必要がある。

### (4) 単独随意契約について

建物維持管理6業務及び継続的・定型的な業務等において、実績・経験を有するなどの理由により単独随意契約を行っているものが多く見られる。業務委託を行う場合は、競争性、公平性、透明性を確保する必要があり、単独随意契約を行う場合は、その理由の妥当性について、慎重に検討する必要がある。（表5、13、30、36参照）

また、庁舎等維持管理業務をはじめ多くの所属で共通する業務については、実績・経験を有するなどの理由により、安易に単独随意契約を行うことのないよう一定の基準を設ける必要がある。

## 3 契約書の作成について

契約書は、関係法令等の遵守は勿論のこと、財務規則等を参考に必要事項が漏れなく記載されているか十分に確認する必要がある。

業務委託契約書を見ると、契約保証金、履行遅延違約金、履行確認、契約代金の支払及び長期継続契約に係る契約解除条件などの条項に不備が見られる。（表37参照）

このため、契約業務の適正な執行を図るため、多くの所属で行われる業務委託については、標準となる契約書文例の作成が望まれる。

## 4 長期継続契約の活用について

長期継続契約は、建物維持管理6業務や庁舎等維持管理業務を中心に適用されているが、その活用率は概して高いとは言えない。（表7、14、20、31参照）

長期継続契約は、受託者との契約が複数年にわたるため、安定した業務遂行と品質の確保、契約事務の軽減や経費節減の効果も期待できることから、さらに積極的な活用が望まれる。

## 5 適正な履行確認検査について

委託業務の履行を確認するためには、委託業務契約書や業務仕様書に沿って、適宜、的確に検査を行う必要がある。

履行確認検査の状況を見ると、受託者から提出された実績報告書のみを形式的に検査しているものが認められる。

履行確認は、形式的な検査に終始することなく、状況写真や証拠書類などの挙証資料による確認のほか、必要に応じて現場確認を行うなど、適正な検査を実施する必要がある。

## 第5 むすび

業務委託は、民間の持つ企画力や技術力等を活用し、県民の多様なニーズに対して効率的、効果的な行政サービスを提供するための有効な手法である。

このため、多くの所属において、多種多様な業務委託が実施されているが、事務処理の標準化や業務の効率化などの取組みが必ずしも十分とは言えない状況となっている。

今後、業務委託については、契約の競争性、公平性、透明性や品質、安全性の確保等について十分に検証し、業務仕様書等の標準化や長期継続契約の活用促進など、必要な改善に取り組んで行くことを期待するものである。

## 資料1

## 委託業務分類表

番号	業務類型	業務種類	業務内容
1	建物維持管理6業務	清掃業務	
		警備業務	
		空調設備保守点検業務	
		空調設備運転管理業務	
		消防用設備保守点検業務	
		エレベーター設備保守点検業務	
2	庁舎等維持管理業務 (6業務除く)	その他の庁舎等維持管理業務	ばい煙測定業務 敷地内除雪業務 植栽管理業務 など
		庁舎等付帯設備維持管理業務	電気設備保守点検業務 音響設備保守点検業務 など
		廃棄物運搬処理業務	一般、産業廃棄物処理業務 など
		公の施設の指定管理業務	県営住宅の管理業務 都市公園の管理業務 など
		その他の業務	各種センターの運営業務 など
3	コンピューター関連業務	システム開発業務	
		システム再構築業務	
		システム運用管理業務	
		システム保守業務	
		データ作成業務	
4	建設工事関連業務	測量・設計業務	用地測量業務 路線測量業務 実施設計業務 など
		調査・検査業務	地質調査業務 地すべり調査業務 橋梁点検業務 など
		インフラ資産維持管理業務	道路維持修繕業務 道路除雪業務 河川支障木伐採業務 など
		計画・諸資料等整備業務	危険箇所基盤図作成業務 環境アセスメント策定業務 など
		技術補助業務	鳥瞰図作成業務 数量計算業務 簡易測量業務 など
		その他の業務	工事監理業務 用地取得業務 換地業務 など
5	継続的・定型的な業務	機器等保守点検業務	分析機器保守点検業務 医療機器保守点検業務 など
		調査・研究等業務	水質測定調査業務 コーディネート業務 など
		講習会等運営業務	各種資格講習会業務 職業訓練講習業務 など
		行政事務業務	免状作成・交付業務 税申告受付業務 窓口会計業務 など
		その他の業務	法律問題相談業務 登山道刈払補修業務 など
6	随時実施する業務	調査・研究等業務	各種アンケート調査業務 離島振興調査研究業務 など
		講習会等運営業務	講習会開催業務 選手育成業務 など
		広報・番組制作業務	広報番組等制作業務 情報誌による情報発信業務 など
		計画策定業務	基本計画策定業務 など
		諸資料等作成業務	マップ作成業務 など
		情報関連業務	ITマネジメント業務 ホームページ作成業務 など
		その他の業務	イベント等企画運営業務 など

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成20年11月から平成21年3月まで実施した平成20年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成21年3月17日

山形県監査委員	田	澤	伸	一
山形県監査委員	吉	田		明
山形県監査委員	安	孫	子	昂
山形県監査委員	濱	田	宗	一

### 第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関121箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員	
米 沢 興 譲 館 高 等 学 校	平成20年11月28日	吉田委員	安孫子委員
酒 田 西 高 等 学 校	平成20年11月28日	田澤委員	濱田委員
遊 佐 高 等 学 校	平成20年11月28日	田澤委員	濱田委員
高 畠 高 等 学 校	平成20年11月28日	吉田委員	安孫子委員
庄 内 警 察 署	平成20年11月28日	田澤委員	濱田委員
鶴 岡 南 高 等 学 校	平成20年11月28日	田澤委員	濱田委員
酒 田 東 高 等 学 校	平成20年11月28日	田澤委員	濱田委員
庄 内 総 合 高 等 学 校	平成20年11月28日	吉田委員	安孫子委員
鶴 岡 中 央 高 等 学 校	平成20年11月28日	田澤委員	濱田委員
鶴 岡 高 等 養 護 学 校	平成20年11月28日	田澤委員	濱田委員
酒 田 工 業 高 等 学 校	平成20年11月28日	吉田委員	安孫子委員
加 茂 水 産 高 等 学 校	平成20年11月28日	吉田委員	安孫子委員
鶴 岡 北 高 等 学 校	平成20年11月28日	田澤委員	濱田委員
山 添 高 等 学 校	平成20年11月28日	吉田委員	安孫子委員
酒 田 北 高 等 学 校	平成20年12月2日	濱田委員	
工業技術センター置賜試験場	平成20年12月2日	吉田委員	安孫子委員
米 沢 養 護 学 校	平成20年12月2日	吉田委員	安孫子委員
内 水 面 水 産 試 験 場	平成20年12月2日	吉田委員	安孫子委員
米 沢 工 業 高 等 学 校	平成20年12月2日	吉田委員	安孫子委員

庄内農業高等学校	平成20年12月2日	濱田委員	
酒田商業高等学校	平成20年12月2日	濱田委員	
置賜農業高等学校	平成21年1月13日	吉田委員	濱田委員
小国警察署	平成21年1月13日	田澤委員	安孫子委員
荒砥高等学校	平成21年1月13日	吉田委員	濱田委員
長井警察署	平成21年1月13日	吉田委員	濱田委員
小国高等学校	平成21年1月13日	田澤委員	安孫子委員
金峰少年自然の家	平成21年1月13日	田澤委員	安孫子委員
朝日学園	平成21年1月13日	吉田委員	濱田委員
庄内職業能力開発センター	平成21年1月14日	田澤委員	安孫子委員
産業技術短期大学校庄内校	平成21年1月14日	田澤委員	安孫子委員
長井高等学校	平成21年1月14日	吉田委員	濱田委員
南陽警察署	平成21年1月14日	吉田委員	濱田委員
飯豊少年自然の家	平成21年1月14日	吉田委員	濱田委員
鶴岡工業高等学校	平成21年1月14日	田澤委員	安孫子委員
工業技術センター庄内試験場	平成21年1月14日	田澤委員	安孫子委員
消防学校	平成21年1月14日	田澤委員	安孫子委員
新庄南高等学校	平成21年1月15日	吉田委員	濱田委員
総合療育訓練センター庄内支所	平成21年1月15日	田澤委員	安孫子委員
鶴岡養護学校	平成21年1月15日	田澤委員	安孫子委員
新庄北高等学校	平成21年1月15日	吉田委員	濱田委員
やまなみ学園	平成21年1月19日	田澤委員	安孫子委員
庄内児童相談所	平成21年1月19日	吉田委員	濱田委員
鶴岡乳児院	平成21年1月19日	吉田委員	濱田委員

知的障がい者更生相談所庄内支所	平成21年1月19日	吉田委員	濱田委員
山形中央高等学校	平成21年1月19日	田澤委員	安孫子委員
寒河江警察署	平成21年1月19日	田澤委員	安孫子委員
霞城学園高等学校	平成21年1月19日	吉田委員	濱田委員
天童高等学校	平成21年1月19日	吉田委員	濱田委員
病虫害防除所	平成21年1月19日	吉田委員	濱田委員
谷地高等学校	平成21年1月19日	吉田委員	濱田委員
水産試験場	平成21年1月20日	吉田委員	濱田委員
農業生産技術試験場庄内支場	平成21年1月20日	吉田委員	濱田委員
病虫害防除所庄内支所	平成21年1月20日	吉田委員	濱田委員
東根工業高等学校	平成21年1月20日	安孫子委員	田澤委員
天童警察署	平成21年1月20日	安孫子委員	田澤委員
楯岡高等学校	平成21年1月20日	安孫子委員	田澤委員
山形空港事務所	平成21年1月20日	安孫子委員	田澤委員
上山警察署	平成21年1月21日	安孫子委員	田澤委員
長井工業高等学校	平成21年1月21日	田澤委員	安孫子委員
消費生活センター	平成21年2月2日	田澤委員	濱田委員
県民会館	平成21年2月2日	田澤委員	濱田委員
山形東高等学校	平成21年2月2日	田澤委員	濱田委員
森林研究研修センター	平成21年2月3日	田澤委員	濱田委員
農業総合研究センター農業生産技術試験場	平成21年2月3日	田澤委員	濱田委員
山辺高等学校	平成21年2月3日	田澤委員	濱田委員
農業総合研究センター畜産試験場	平成21年2月4日	吉田委員	安孫子委員
環境科学研究センター	平成21年2月4日	吉田委員	安孫子委員



村山農業高等学校	平成21年2月4日	吉田委員	安孫子委員
保健医療大学	平成21年2月4日	吉田委員	安孫子委員
山形工業高等学校	平成21年2月4日	田澤委員	濱田委員
福祉相談センター	平成21年2月4日	田澤委員	濱田委員
山形養護学校	平成21年2月4日	吉田委員	安孫子委員
山形西高等学校	平成21年2月4日	田澤委員	濱田委員
山形南高等学校	平成21年2月4日	田澤委員	濱田委員
真室川高等学校	平成21年2月5日	吉田委員	安孫子委員
北村山高等学校	平成21年2月5日	吉田委員	安孫子委員
産業技術短期大学校	平成21年2月5日	吉田委員	安孫子委員
工業技術センター	平成21年2月5日	吉田委員	安孫子委員
高度技術研究開発センター	平成21年2月5日	吉田委員	安孫子委員
金山高等学校	平成21年2月9日	吉田委員	安孫子委員
酒田聾学校	平成21年2月9日	田澤委員	濱田委員
新庄神室産業高等学校	平成21年2月9日	吉田委員	安孫子委員
鳥海学園	平成21年2月9日	田澤委員	濱田委員
海浜青年の家	平成21年2月9日	田澤委員	濱田委員
寒河江高等学校	平成21年2月9日	田澤委員	濱田委員
ゆきわり養護学校	平成21年2月9日	吉田委員	安孫子委員
体育館	平成21年2月9日	吉田委員	安孫子委員
図書館	平成21年2月9日	吉田委員	安孫子委員
左沢高等学校	平成21年2月9日	吉田委員	安孫子委員
青年の家	平成21年2月9日	吉田委員	安孫子委員
山形聾学校	平成21年2月9日	田澤委員	濱田委員

山形職業能力開発専門学校	平成21年2月9日	田澤委員	濱田委員
精神保健福祉センター	平成21年2月9日	田澤委員	濱田委員
朝日少年自然の家	平成21年2月9日	田澤委員	濱田委員
米沢商業高等学校	平成21年2月10日	吉田委員	安孫子委員
農業総合研究センター	平成21年2月10日	田澤委員	濱田委員
山形北高等学校	平成21年2月10日	田澤委員	濱田委員
米沢東高等学校	平成21年2月10日	吉田委員	安孫子委員
総合療育訓練センター	平成21年2月10日	吉田委員	安孫子委員
山形盲学校	平成21年2月10日	吉田委員	安孫子委員
上山高等養護学校	平成21年2月10日	田澤委員	濱田委員
畜産試験場養豚支場	平成21年3月5日	田澤委員	濱田委員
庄内食肉衛生検査所	平成21年3月5日	田澤委員	濱田委員
寒河江工業高等学校	平成21年3月5日	吉田委員	安孫子委員
上山明新館高等学校	平成21年3月5日	吉田委員	安孫子委員
内陸食肉衛生検査所	平成21年3月5日	田澤委員	濱田委員
博物館	平成21年3月5日	吉田委員	安孫子委員
南陽高等学校	平成21年3月5日	吉田委員	安孫子委員
神室少年自然の家	平成21年3月5日	吉田委員	安孫子委員
尾花沢警察署	平成21年3月5日	田澤委員	濱田委員
村山警察署	平成21年3月5日	田澤委員	濱田委員
教育センター	平成21年3月10日	田澤委員	濱田委員
新庄警察署	平成21年3月10日	吉田委員	安孫子委員
職員育成センター	平成21年3月10日	田澤委員	濱田委員
最上教育事務所	平成21年3月10日	吉田委員	安孫子委員

衛生研究所	平成21年3月10日	田澤委員	濱田委員
最上学園	平成21年3月10日	吉田委員	安孫子委員
山形警察署	平成21年3月10日	田澤委員	濱田委員
村山教育事務所	平成21年3月10日	田澤委員	濱田委員
新庄養護学校	平成21年3月10日	吉田委員	安孫子委員
農業大学校	平成21年3月10日	吉田委員	安孫子委員

## 第2 監査結果

### (1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

#### ア 長井工業高等学校

(ア) 支出事務において、翌年度に納入したものを現年度に納入したものと現年度予算で支払うなど、関係法令等に準拠して適正に処理されていないものがある。

(イ) 会計事務において、出納整理期間内に支払いが行われず未払いとなったものや私費による支払いが多数発生するなど、組織・執行体制が適切でないものがある。

#### イ 山形工業高等学校

(ア) 予算の執行管理が適切でないため、予算不足により支払いが遅延するなど組織・執行体制が適切でないものがある。

(イ) 未請求を理由に多額の支払い遅延が発生しているものがある。

#### ウ 村山農業高等学校

(ア) 旅費の精算払いが著しく遅延しているものがある。

#### エ 山形北高等学校

(ア) 会計事務において、授業料減免に係る適否の決定が行われていないものや契約に係る事務処理が行われていないものが多数発生するなど、組織・執行体制が適切でないものがある。

#### オ 山形盲学校

(ア) 日本スポーツ振興センター共済掛金に係る収入事務において、私費で補填するなど関係法令等に準拠して適正に処理されていないものがある。

#### カ 米沢商業高等学校

(ア) 物件の購入において、物件購入契約約款による契約をすべきところ、請書を徴しているものがある。

#### キ 総合療育訓練センター

(ア) 業務委託契約において、設計・積算金額が誤っているほか、業務量変更に対応する条項が欠落しているなど契約の締結が適切でないものがある。

### (2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

#### ア 収 入

(ア) 減免決定した授業料について、減額調定手続きを行っていないものがある。(産業技術短期大学校)

(イ) 行政財産目的外使用許可に係る使用料の調定・納入通知手続きが遅延しているものがある。(北村山高等学校、新庄神室産業高等学校)

#### イ 支 出

(ア) 未請求を理由に支払いが遅延しているものがある。(高度技術研究開発センター、酒田北高等学校)

(イ) 職員手当等の支給額を誤っているものがある。(庄内児童相談所、工業技術センター、教育センター、霞城学園高等学校、米沢工業高等学校、米沢商業高等学校、南陽高等学校)

(ウ) 旅費の支給が遅延しているものがある。(寒河江高等学校、上山高等養護学校)

#### ウ 財 産

- (ア) 合理的理由もなく年度末に多額の切手を購入するなど、物品の管理が適切でないものがある。（米沢興譲館高等学校、山形聾学校）
- (イ) 生産品について、生産品受払簿が整備されていないものがある。（森林研究研修センター）
- (ウ) 切手等について、帳簿残高と現品が異なるなど物品の管理が適切でないものがある。（朝日少年自然の家）
- (エ) 物品について、不用決定手続きを行わず処分しているものがある。（農業総合研究センター）

発行年月日	県公報 番 号	ページ	正 誤		正
			行	誤	
平成21. 2.24	第2021号	139	下から11	変更	新設